

## 税務争訟に係る手続(4)

京都産業大学法学部教授 | 野一色 直人

前回は、税務署長等の特定の行為の取消しを求める上で、第三者が原告適格を有しないとされた事例等、税務争訟における原告適格や訴えの利益に係る法的問題や裁判例を確認してきました。

引き続き今回も、それらに関連する裁判例を見ていきます。

※ 右記の「4」に先立つ「1 原告適格(訴えの利益)の意義」「2 原告適格を有する者の具体例等」「3 原告適格を有するとされるもの(個人等)に係る事例」は、先月号74頁以降に掲載しています。

### 4 原告適格を有しないとされるもの(個人等)に係る事例

前回は、一定の場合に処分の名宛人以外の第三者が原告適格を有するとされる事例を見てきました。社会生活や取引等の経済活動において、親子関係や取引関係等のように、特定の個人等の第三者が、更正等の税務署長等の特定の処分の名宛人である個人等と一定の利害関係等を有する場合であっても、必ずしも当該第三者は、当該処分の取消しを求めることのできる原告適格(訴えの利益)を有する者として、認められるものではありません。

次の特定の処分に関して、特定の個人等である第三者は、原告適格(訴えの利益)を有しないものとされています。

- ・ 給与等の受給者(源泉徴収における受給者：源泉徴収告知処分(通法36)関係)：源泉徴収における法律関係について、納税の告知は、課税処分ではなく徴収処分であって、支払者の納税義務の存否・範囲は処分的前提問題たるにすぎないから、支払者においてこれに対する不服申立てをせず、又は不服申立てをしてそれが排除されたとしても、受給者の源泉納税義務の存否・範囲にはいかなる影響も及ぼし得るものではないことから、給与等の受給者は、源泉徴収による所得税を徴収され、又は期限後に納付した支払者から、その税額に相当する

金額の支払を請求されたときは、自己において源泉納税義務を負わないこと、又はその義務の範囲を争って、支払者の請求の全部又は一部を拒むことができるものと解されること(最判昭和45年12月24日民集24巻13号2243頁)を示した上で、受給者は、支払者から源泉徴収により所得税を徴収され、又は、支払者から、支払者が納付した源泉徴収額分の請求を受けても、源泉徴収義務の存否及び範囲を争うことができることから、支払者に対する納税告知処分等の取消し及び無効確認を求める原告適格を有しないとされた事例(名古屋高判平成17年5月18日税資255号10035順号)<sup>1</sup>

- ・ 第二次納税義務者(第二次納税義務告知処分の取消訴訟において、主たる納税義務者に係る課税処分(主たる納税義務の有無等)を争う場合：第二次納税義務告知処分(徴収法32)関係)<sup>2</sup>：第二次納税義務の納付告知は、主たる課税処分等により確定した主たる納税義務の徴収手続上の一処分としての性格を有し、当該納付告知を受けた第二次納税義務者は、あたかも主たる納税義務者について徴収処分を受けた本来の納税義務者と同様の立場に立つに至るものというべきであるとした上で、主たる課税処分等が存在又は無効でないかぎり、主たる納税義務の確定手続における所得誤認等の瑕疵は第二次納税義務の納付告知の効力に

#### 参考

通法36、107、117  
徴収法32  
措法40①  
「不服審査基本通達(異議申立関係)の制定について」107-1